

資料3（JR 東日本エネルギー開発株式会社）

（仮称）天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書 に関する市長意見（案）

I 全般事項

1 風力発電設備の配置等について

今後の事業計画の検討に当たっては、浜松市風力発電ゾーニングの結果を踏まえた上で計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）の決定に反映すること。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、配置等を可能な限り明確にするとともに、検討経緯及びその内容を記載すること。

2 最新の知見の導入について

今後の事業計画の検討に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

3 他の風力発電事業との関係について

事業実施想定区域周辺において他の風力発電事業が計画された場合には、積極的な情報収集を行い、環境への影響について考慮すること。

4 地域住民等に対する情報提供について

本事業の実施に関しては、地域住民、土地所有者および関係団体等に対して積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

5 事業計画の見直しについて

下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影について

施設の稼働による騒音及び超低周波音並びに風車の影が、事業実施想定区域周辺の住居等に対して重大な影響を及ぼす恐れがあることから、風力発電設備の配置等計画の具体的な検討に当たっては、水平距離だけではなく、方角及び高さ、風況等も考慮すること。

2 水質について

事業実施想定区域周辺は住民が水道として利用する水源の上流部に当たり、小規模な河川も多数存在する。樹木の伐採や地形の改変による下流への土砂流出、水質悪化及び水量の減少が懸念されることから、具体的な事業計画の検討に当たっては水源及び水道の状況を調査し、水質及び水量の保全に配慮すること。

3 地形、地質について

- (1) 事業実施想定区域には水源涵養保安林が含まれており、樹木の伐採や地形の改変によって保安林の機能低下の恐れがあることから、具体的な事業計画の検討に当たっては、保安林の保全に配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域には砂防指定地等が含まれているほか、指定地以外でも地すべり等の土砂

資料3 (JR 東日本エネルギー開発株式会社)

災害の恐れがあることから、現地測量等により状況を把握し、周辺に影響が生じないようにすること。

4 動物、植物、生態系について

- (1) 文献調査が不十分であると考えられることから、地域の専門家からの意見聴取等により、方法書においては適切な調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺は多くの河川の上流部に当たり、樹林の伐採や地形の改変による土砂流出及び水質悪化が動植物に与える影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、動植物への影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の移動経路になっている。これらの鳥類に対するバードストライク等の影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家の指導を受けたうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

5 景観、人と自然とのふれあいの活動の場について

事業実施想定区域内には、竜頭山等の景観資源が存在し、風力発電設備を設置することにより、景観に重大な影響を及ぼす可能性があることから、フォトモンタージュ等により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備の配置等を検討すること。また、地域住民にとっては、日常景観にどのような変化が現れるかが最大の関心事であると考えられることから、調査対象地点として主要な眺望点の他に生活の場からの眺望点を加えて景観変化の調査、予測及び評価を行うこと。

6 文化財について

文献調査が不十分であると考えられることから、関係機関に意見聴取を行い、方法書においては適切な調査、予測及び評価を実施すること。